

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、4番 楠本君。

〔4番（楠本知子君）登壇〕

○4番（楠本知子君）ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

1番目に、人口増対策に対する橋本市の本気度についてお伺いいたします。

縁結び課、婚活応援課、オリーブ課、子ども1番課、人口拡大課など、ユニークな部署を設ける自治体が増えています。重点施策に取り組み、まちを全面的に押し出し、PR効果を狙ったもので、最近では、人口減への対策を鮮明にした名称が目立つようになっていきました。このような、市民の方にわかりやすい、やわらかな名称を付けることによって、自治体の本気度が市民に、また、全国にわかりやすくアピールすることができます。橋本市の人口増対策の本気度を、どのように市民に、全国にアピールされているか、また、されようとしているのか伺います。

2項目め、生活困窮者対策についてお伺いいたします。

病気や介護、失業などで困っている人が生活保護を受給するなど切迫した状況に至る前に支援する「生活困窮者自立支援法」が、来年4月から施行されます。

和歌山県では、2013年生活保護を受給した世帯は1万1,940世帯と、前年度1万1,638世帯と比較して増加をしております。2003年度から見れば、2003年度は7,686世帯ということ

で、この10年で5割以上増加をしているということです。そこで、県では生活保護に至らないようにしっかりと支援をしていくとされていますので、橋本市の支援体制についてお伺いいたします。

①県と市が連携された取り組みについて。

②生活に困窮されている方の税の滞納に対する対応について。③生活困窮者に特化した相談窓口の設置について伺います。

3項目め、地区防災計画の策定について伺います。

昨年成立した改正災害対策基本法に「地区防災計画」制度が盛り込まれ、自助と公助をつなぐ新しい共助の一環として、今年度から「地区防災計画」の制度が始まりました。

地区防災計画は、災害が起こったときにどうするのか、また、そのときに備え、前もって何を準備するのか等、現に住んでいる私たち自身が自発的に立てる防災のための計画です。

防災のための計画は、国が立案する「防災基本法」、それをもとに各都道府県、各市町村が立てる「地域防災計画」があります。しかし、阪神淡路大震災や東日本大震災では、行政機能が完全に麻痺する事態も招き、住民による自助や地域による共助が、急傾斜地崩壊区域からの自主避難であったりとか、身を守るための一時避難所の運営、また、津波からの避難行動において重要な役割を果たしました。

地区防災計画を立てる単位に制限はありません。自治会やマンションの管理組合、商店や学校、病院、医療福祉施設、NPO法人、山林管理者やブルドーザーリース会社など、

人の命を守る目的や価値を共有して活動する組織単位でもオーケーですし、また、組織合体支援もオーケーです。

内閣府は、地区防災計画についてガイドラインを設け、ホームページを公表しています。上意下達ではなく、住民などが自ら防災計画を提案し、市区町村が認めれば公的性格も付与されるとなっています。

地区防災計画について、これから活発な議論を進めていただき、展開をされることが地域防災推進の力になると考えますが、取り組みについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君の質問項目1、橋本市の人口増対策に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）人口増対策に対する橋本市の本気度についてお答えします。

本市では、平成24年度末に「橋本市長期総合計画後期基本計画」を策定し、人口減少と歳入減少対策について「魅力向上施策」と「行政体力向上施策」の2本立てで取り組むことを主要課題として掲げています。

このうち、人口減少対策としての魅力向上施策については、①子育て環境充実対策、②健康長寿実現対策、③地元雇用の創出対策、④定住・移住促進対策の四つの施策で幅広く取り組むこととしています。橋本市が住みやすく、愛着と誇りが持てるまちづくりを進め、また、地域資源を生かし、市の魅力を向上させ、人や企業に選ばれるまちをめざすことにより、人口減少に歯どめをかけたいと考えています。

また、先日国会において「まち・ひと・しごと創生関連2法」が可決・成立しましたが、

地方の人口減少による地域経済縮小への懸念から、東京一極集中に歯どめをかけ、地域の特性に即して「ひとの創生」、「しごとの創生」による地方の創生をめざそうとするものです。本市においても、国・県の戦略を勘案して、平成27年度中に本市の基本計画を策定すべく、既に意欲ある中堅職員を中心に庁内検討組織である「はしもと創生総合戦略プロジェクト」を組織したところです。

さて、議員おただしの「本市の人口増への取り組みの本気度をどのように市民にアピールしているか、また、しようとしているか」についてですが、市の重要施策を市民へアピールするにあたり、いかに情報を市民の意識にとどめるかが重要だと考えており、以前より広報紙や市ホームページ、フェイスブックなど、さまざまな媒体を活用して、人口増施策を含む行政情報を定期的に市民に発信しています。また、市民だけでなく市外の方の本市への定住を図るため、市の定住・移住促進に関するチラシやフリーペーパーを作成し、南海電鉄をはじめ、JR西日本、近鉄、京阪、阪神の各鉄道駅で配布しています。

今後においても、PR動画の配信などさまざまな方法、媒体で市内外へ情報発信し、本市施策をアピールするとともに、橋本市の知名度を高めていきたいと考えています。

なお、議員ご提案の「市民にわかりやすいやわらかな組織名称」に変更することについては、期間を限定したプロジェクトや特定の目的に特化した事務を行う場合、また、特産品等のPRにつながる場合には、市民または市外へのPR効果があると考えます。

しかし、「人口増加対策」は、冒頭でも述べましたが、単一の行政サービスだけで成し得るものではなく、あくまで行政全般にわたる市民サービスの総合力が問われる課題でもあることから、組織名称については、現在のと

ころ考えていませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）部長よりご答弁いただきまして、ありがとうございます。

人口減少問題については、これまでもいろんな議員もはじめ質問をされておられますので、橋本市の人口減少対策に対する本気度についての向上施策については、よく理解させていただいております。

今回、私が質問させていただきしたのは、ユニークな部署名を付けることによって、橋本市が、行政組織がわかりやすく、また、市民の人たちにもわかりやすく、また、全国的にもわかりやすく発信できるのではないですかということで、質問をさせていただきました。

例えば、前段でも少し紹介をさせていただきましたが、観光に着目をした名前を付けている課、おもてなし課、おもてなし観光課、島原観光おもてなし課、竹田城課、オリーブ課とかがございます。大体その課を聞けば、ここはどこ市かなというのが想像がつかず。文化やスポーツをPRしているところでは、まんが王国官房、それから野球のまち推進課というのがあったりとか、その他ユニークな場所の名前では、皆さまもご存じのようにフェイスブック・シティ課とか、それからシカ・イノシシ課とか、有田みかん課とか、ウーマノミクス課、これは県ですけど、それから子ども1番課とか、そこの課を聞けば、何かこれは、この市がやってるんだというのがよくわかります。最近では、人口増対策に特化した名前を付けられて、人口増政策課とか、人口拡大課とか、そういう名前が2012年以降は付けられている、設置されていると

ころが多いということで注目をされています。

今、橋本市は本当に子育てしやすいまちづくりをめざして、2013年度の都市データパックによりますと、関西圏で橋本市はランキング第2位に載せていただいております。本当に子育てしやすいまちですよということになっておりますけれども、こういったPRをしていく中で、今、橋本市の行政組織の課を見てみますと、子ども課というのがございます。例えば、子ども課というよりか、子育てを一番にやっているんやから、例えば、もう少しアピールできるような課に変えれば、橋本市の関西圏域で第2位ですよということ以上に、また今後レベルアップをされた子育て支援ができるし、全国にアピールできるのではないかと思うんですけれども、そのあたりについてのご感想とかあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）今、先ほどから楠本議員がいろいろ例を挙げていただきました。私どものほうもいろいろ調べますと、全国的に、古くは千葉県の松戸市の「すぐやる課」、あそこが一番早く名称を特異な名称に変えたということで、非常に私どもでも印象深い、今でも印象深いと思っています。

最近では、今、議員おっしゃったとおり、やっぱり時代の変化を受けてわかりやすい課名、それからユニークな課名、珍しい課名に変えつつあります。例えば、先ほどもありましたとおり、高知県では「おもてなし課」、県レベルでは「おもてなし課」というような課もつくったり、近くでは田辺市の田辺営業室、それから有田の有田みかん課、南部町のうめ課等があると思います。先ほど、佐賀県の事例も出していただいたと思いますけれども、佐賀県の武雄市では、お住もう課、それからフェイスブック・シティ課、お結び課、それか

ら、わたしたちの新幹線課、いのしし課、スマイル学習課など、さまざまな組織全体を珍しい名前で付けている市もごぞいます。

確かに、私たちが見ても、すごいインパクトのある名称だなというのは感じるんですけども、それによって組織が細分化されるという懸念もありますし、それも組織の拡大につながるわけですけども、それから、橋本市を知ってもらいたい良い機会にはなると思いますけれども、ただ、名称の変更だけで人口の増加、人口の減少対策ができるのかと言えば、名称変更だけではなかなかできない。やはり施策の実態が伴わないと人口増加対策につながらない、減少対策につながらないというように考えてごぞいます。

先ほどから私も、1回目の答弁でも申しましたとおり、今のところ、人口増加対策ということで特化して名前を変更するという考えはないんですけども、27年4月に、今、(仮称)ブランド推進室と言ってるんですけども、そこについては一応プロジェクト的な組織でごぞいますので、この辺は、やっぱり橋本市を国内外にわかってもらう、売り出していくために、やっぱりその目的にふさわしく、かつわかりやすく、インパクトのある組織名称に変えてもええのかなというように今のところ考えておまして、その名称につきましては、できるだけ若手職員にいろんな知識を出していただいて、提案してもらおうかなというように、今現在取り組んでいるところでごぞいます。

したがいまして、全く組織名称しないというんじゃないし、プロジェクト的なチーム、組織については、一つの橋本市の特色を出していてもええんじゃないかと、今現在は思っております。

○議長(石橋英和君) 4番 楠本君。

○4番(楠本知子君)ありがとうございます。

部長言われたように、その課を名前を変えただけで施策が充実できるわけではありませんけれども、一つの方法ということで、提案というか質問をさせていただきました。

神奈川県元逗子市長であられまして、今は龍谷大学の教授であられる富野教授は、こういうユニークな名称についても、非常に業務がわかりやすく、自治体とか、また住民の人たちに必死に伝えようとしているという、市の現れであるというふうに言われてます。

企業と同じように橋本市役所自身も、このまちづくりに対しまして、こういった世の中の流れを組み入れてアピールしていくことは、今後大変必要なことであるというふうに言われておりますので、前向きにご検討いただきたいと思います。

以上で、1項目めの質問を終わります。

○議長(石橋英和君) 次に、質問項目2、生活困窮者対策に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長(石橋章弘君)登壇〕

○健康福祉部長(石橋章弘君) 生活困窮者対策に関するご質問についてお答えします。

まず、1点目の「県と市が連携された取り組みについて」ですが、生活困窮者自立支援法は、生活保護受給に至らない生活困窮者に対して「第2のセーフティネット」を拡充するものとして、平成27年4月1日から、全国的に福祉事務所を設置する自治体で施行されます。

和歌山県内においては、来年度の法施行に向け、県が各振興局単位で本年6月から、田辺市では本年7月から、生活困窮者自立支援モデル事業をそれぞれ実施しており、本市においても、本年11月からモデル事業を実施しています。

この制度では、実施している各振興局・市

単位において生活困窮者対策を行うこととされているため、県と市が連携した取り組みは想定されていませんが、生活困窮者からの相談を受ける「自立支援相談員」や、就労先確保の支援を行う「就労支援員」の資質向上のために、県が行う事例検討や研修への参加を予定しています。

次に、3点目の「生活困窮者に特化した相談窓口の設置について」ですが、先ほどお答えしたとおり、本市においては、本年11月から生活困窮者自立支援モデル事業を実施しており、保健福祉センター内の福祉課に相談窓口を設置しています。

相談時には、困窮状態にある要因を把握し、ほかの制度を活用することにより、少しでも困窮状態が解消できると考えられる場合には、該当する窓口や関係団体への紹介、同行や手続きの支援を行います。

また、就労先がなく、生活に困っている人に対しては、「就労支援員」による定期的なハローワークへの同行などを行い、就労先が確保できるよう支援を行っています。

○議長（石橋英和君）総務部長。

〔総務部長（柘谷俊介君）登壇〕

○総務部長（柘谷俊介君）生活に困窮されている方の税の滞納に対する対応についてですが、地方税法第15条の7に「滞納処分をすることができる財産がないとき、若しくは滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときについては、滞納処分の執行を停止することができる」とされており、財産調査等の結果、該当すると認める方については、地方税法に基づき滞納処分の執行を停止しています。また、滞納されている方との納付相談の結果、分割して納付していただく等の対応をしています。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ありがとうございます。

昨年の11月に、生活保護法の改正とあわせて、この生活困窮者自立支援法が成立して、来年の4月に、この法律が施行されるということで、生活保護法と困窮者自立支援法の二つの制度で、一人でも多くの生活困窮者が早目に自立することができる、支援が充実するよということで期待をされているところになるかと思うんですけども、一番目に聞かせていただいた、県と市の連携ということにおいては、要するに県のモデル事業として、橋本市ではなく町村ですね、お近くのかつらぎ町やら、九度山町、高野町の方々の相談窓口がしっかりとできるよということになるということで、理解させていただきました。

この生活困窮者自立支援法ができることによって、早目に自立支援ができる、早くいろんな大変な人を見つけることが、支援ができるよということでございますけれども、この生活困窮者というのは橋本市でどれぐらいおられるのかというあたりについて、お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）生活困窮者の把握でございますけれども、まず、生活困窮者の認定といいますのが、やはり収入と資産、それと、さらには支援を行うことのできる親族の方々等の有無等を判断して、状況を把握して、生活困窮者というふうにされるわけでございます。その調査自体が実際、現実的には実施できない、できないというか、把握ができないという状況でございます。

ただ、本年度におきまして4月から11月の間において、生活に困ったという理由で市の福祉課のほうに来られる、あるいは電話があったという件数が134件となっております。こ

の中で、生活保護申請に至った件数が24件でございます。そのほか、生活保護申請に至らない中でも、本市の就労支援員により就労支援の対象となった方が8名、そのうち4名が就労につきました。

以上のような状況でございます、何人いらっしゃるというのは、ちょっと把握が困難と思います。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）生活困窮者ということで自立支援法が施行されるわけですけど、例えば、今、実際窓口相談に来られる方が、いわゆる把握できる範囲であるということで、ある意味、生活に困る可能性のある人という言い方はおかしい言い方もわかりませんが、例えば、引きこもりの方であったりとか、ニートの方であったりとか、学校で不登校になって登校できなかった、卒業できなかった方などは、やはり、どちらかという人間関係もうまくいかないし、その後困窮者になり得るリスクを、どうしても背負っていかなくてはなくなるのかなというふうに思うんですけど、自分自身のほうから出向いてとか、自分が大変なんですということがなかなか言えない方がいらっしゃる。そういう方を少しでも支援していくのが、この支援法ではないかと思うんですけど、そういった調査をなくして、早期発見というか、橋本市の中で早期発見はどのようにしたらできるのでしょうか。実態調査というか、そういうのはされないのでしょうか。例えば、引きこもりとか、どれくらい橋本市に引きこもりの方がいらっしゃるのか、そういう調査とかはできてるのでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今のおただしでございますが、まず、この生活困窮者自立支援法という位置付けでございます。第二の

セーフティネットの拡大というふうな表現がされておるわけですけども、第一のセーフティネットというのは雇用保険、第二がこの生活困窮者自立支援法、最後のセーフティネットが生活保護というふうなことが一般に位置付けられております。そういう意味からしますと、この生活困窮者自立支援法は、いわゆる就労、就労支援が一番の柱に入ってくるといふような支援法というふうに理解しております。

先ほどお話のあった実態調査につきましては、答弁の中でも申し上げたとおり、個別の調査というのは現実上難しいというところがございます。ただ、これにつきましても、PRとしましては、いわゆるこの法自体のPR、窓口のPR、広報等でのPR、あるいはポスター等でのPR等々、相談窓口のこういうふうな周知、これは取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）よろしくお願ひします。

生活困窮者に特化した窓口は、橋本市では福祉課を窓口として、しっかりやっていくよということでありすけれども、福祉課でしっかり相談窓口をして、いろんな納税課であったりとか、いろんな課と連携をしながらやっていきますということでございますので、特化した相談窓口は設置しないということのご答弁であったかと思ひます。

それはそれでしっかりとやっていただければいいと思ひますので、とにかく、大変な方とか滞納の方とかも、滞納相談に来られても、個人的にそしたら今、家の状況が大変なんですと、そこまで言われる方が少ないと思ひます。ただ滞納相談に来られるだけであったりとか、やっぱり職員と窓口に来られる方のいろんな人間関係とか信頼関係がないと、そこまで言っただけないというのもあり

ますし、福祉課に来られる方は確かに困っているんですということで福祉課に来られると思うんですけど、納税課に来られたら、多分そこまで、言っていたら、いろんな支援の方法も手を差し伸べることもできますけれども、そういったことができないかと思うので、特に納税課あたりにおかれましては、そういった細かな支援をしていただきますように要望させていただきます、2番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目3、地区防災計画の策定に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（柘谷俊介君）登壇〕

○総務部長（柘谷俊介君）地区防災計画の策定についてお答えします。

平成25年度において災害対策基本法が改正され、今後発生が予想される「南海トラフ巨大地震」等の大規模広域災害が発生した場合、自治体等による「公助」と地区内居住者等による「自助」及び「共助」との連携が大変重要であるとの観点から、一定地区内の居住者や事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されました。

本年4月より制度の運用が始まっていますが、制度運用に先立ち、3月には内閣府より地区防災計画ガイドラインが示され、地区防災計画の作成を検討している地区居住者等に、地区防災計画を作成するための手順や方法、計画提案の手続き等について説明されているところです。あわせて11月6日には、制度を全国的にPRするとともに、課題を抽出してその解決を図るため、モデル地区として15の地区が指定されました。

本制度では、自治体の地域防災計画に地区防災計画を規定することが自治体の判断できるとともに、地区居住者等が市の防災会議

に対し、自分たちの地区防災計画を市の地域防災計画に定めるよう提案することができる仕組み（計画提案）が定められています。

現在、本市では多くの自治会で自主防災組織が組織されており、平成26年11月末現在で100の自主防災組織が組織されています。また、組織されていない自治会においても、立ち上げに向けて積極的に取り組んでいただいているところです。自主防災組織は、実際の発災時に機能することが何より重要であり、市としても、平素より連携を深めるため防災訓練の実施や防災に関する講話、資器材の調達等の相談・指導に応じており、その成果はさきの橋本市自主防災組織連絡協議会による自主防災大会においても実感しているところです。

議員おただしのとおり、本制度の活用を進めていくことは、地域防災に大きく寄与するものと思われまので、モデル地区の状況を参考に、近隣自治体の動向も見据えながら、現在行っている各地区との連携を強化する取り組みを継続的に実施し、自主防災組織を中心に計画提案につながるよう進めていきたいと思ひます。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ありがとうございます。

地区防災計画については、今年度の新しい制度ということで、まだまだ市民の方々には周知されていない、広報されていないかと思うんですけども、この広報についてはどのように、これは自主防災組織から広報されるということになるのか、橋本市として、こういった防災計画があります、地域で進めてくださいというふうな広報をしていただけるのか、まず一点、お伺ひいたします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（柘谷俊介君）自主防災計画制度

ですが、これにつきましては、本年始まったところでございまして、まだ自主防災会等の中で活用を考えていただいております状況でございまして、自主防災会自体が、この間の11月の6日の第5回自主防災大会でも、いろいろ活動事例を報告いただきましたが、実践につながる活動内容が明確に把握できる、素晴らしい事例でございまして、私自身も感動を覚えた次第でございまして。

こういう自主防災会を通じて、今現在は自主防災会の中で、この計画について広報しているような状況でございまして、まだ始まったところでございますので、全市的ににつきましては、今後どういうふうな形でおろしていくか、広報していくかということについて検討しているところでございます。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）先日の防災大会も、私も参加させていただきまして、南名古屋地区、また菖蒲谷地区の防災報告というのは、すごい素晴らしい取り組みをされているなというふうにお聞かせいただきました。

この地区防災計画を進めていくにあたって、こういった先進的に取り組んでいる地区の方々の具体的な取り組み、訓練であったりとか、防災マップの作成であったりとか、すごく進められておられますので、地区防災計画の策定にも先陣を切ってやっていただける地域ではないかというふうに思います。

一点だけ、この地区防災計画ではないんですけど、橋本市の防災計画の中で、一つだけちょっと気になることがあるんですけど、地域から避難所へ、災害があったときに、どのルートで避難所へ行こうかということを具体的にやっていただいていると思うんですけど、土砂災害の警戒区域内に163箇所の避難所が設置されているというふうに県で発表されて、そのうちに60箇所は特別警戒区域内

にあるということが公表されたんですけど、これに対して橋本市の調査では、まだ未着手であるというふうな記事が載ってたんですけど、そういった危険な地域に避難所がないですねということを確認させていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（栢谷俊介君）今おただしのようには、その地区、特別警戒区域については、まだ本市のほうで指定をしておりませんので、その中にどこがということが決まっておりますので、避難所につきましては全市的に35地域、必要と思われる場所に行っておるんですけども、特別警戒区域といいますのは、広島でもいろいろございましたけれども、なかなか指定がうまくいかない。地元住民のご同意を得る必要がございますので、そこら辺につきましても自主防災会等も交えまして、その地域住民の皆さんのご理解を得た中で、早急に警戒区域を設定していきたいと考えております。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）橋本市では調査は未着手ということだったんですけど、調査していただいて、特別警戒区域違う、土砂災害の警戒区域ですよ。特別じゃなくて。その区域についても、橋本市は大丈夫ですよという調査を、もう済みましたよということで理解させていただいていいのでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（栢谷俊介君）その辺につきましては、後刻報告をさせていただきます。

申しわけございません。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）そしたら、以上よろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（石橋英和君） 4番 楠本君の一般質問は終わりました。